

令和6年3月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(令和6年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 6 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 7 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 8 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 9 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 10 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 11 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 12 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 13 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 14 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 15 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 16 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 17 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 18 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 19 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案番号	件名
議案第 20 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 21 号	令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）
議案第 22 号	湖西市営火葬場条例を廃止する条例制定について
議案第 23 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 24 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 25 号	湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 26 号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 27 号	湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 28 号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 29 号	湖西市漁港管理条例及び湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について
議案第 30 号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第 31 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 32 号	市道の路線の認定について
議案第 33 号	令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 13 号）

議案番号	件名
議案第 34 号	令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 35 号	令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 36 号	令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 37 号	令和 6 年度湖西市一般会計予算
議案第 38 号	令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 39 号	令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 41 号	令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計予算
議案第 42 号	令和 6 年度湖西市水道事業会計予算
議案第 43 号	令和 6 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

12 番            楠    浩   幸

13 番            佐 原 佳 美

令和 6 年 2 月 16 日

湖西市議会議長 馬 場    衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 35 日間とする。

令和 6 年 2 月 16 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 6 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 鈴 木 真 聡



議案第 7 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 内 山 勝 洋

議案第 8 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 森 浩 司

議案第 9 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 河 邊 勝 彦

議案第 10 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 石 田 勝 典

議案第 11 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 三 浦 克 明

議案第 12 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 荻 野 範 博

議案第 13 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 松 井 栄 二

議案第 14 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 深 田 征 宏



議案第 15 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 小 原 正 通

議案第 16 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 山 本 佐 代 子

議案第 17 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 山 本 敬 博

議案第 18 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 菅 沼 純 一

議案第 19 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 尾 崎 順 彦

## 議案第 20 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表中「

所得に関する証明	1 年度につき 350 円（個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を經由し、市の電子計算組織と通信回線に
----------	---

	より接続された端末機（以下端末機という。）から交付を受ける場合は、1年度につき 250円)
市県民税の課税に関する証明	1年度につき 350円（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1年度につき 250円)

」を「

所得に関する証明	1年度につき 350円（個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通
----------	---

	<p>信回路で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。以下同じ。) から交付を受ける場合は、1 年度につき 250 円)</p>
--	--

市県民税の課税に関する証明	1 年度につき 350 円 (個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機から交付を受ける場合は、1 年度につき 250 円)
---------------	--

」に、「

印鑑登録証明書	1 通につき 350 円 (個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 250 円)
---------	---

」を「

印鑑登録証明書	1 通につき 350 円 (個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 250 円)
---------	--

」に、「

住民票、戸籍の附票、除票の写し	1 通につき 350 円 (個人番号カードを利用して、端末機から
-----------------	----------------------------------



	交付を受ける場合は、1 通につき 250 円)
戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1 通につき 450 円 (個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 350 円)
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1 通につき 750 円

」を「

住民票、戸籍の附票、除票の写し	1 通につき 350 円 (個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 250 円)
戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円 (個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 350 円)
戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)) により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)) における当該発行及び戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証	1 件につき 400 円

明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
戸籍法第 12 条の 2 において準用する第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付	1 通につき 750 円
戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 枚につき 700 円

」に改め、同表埋火葬及び改葬に関する証明の項中「埋火葬及び改葬に関する」を「火葬の」に改め、同項の次に次のように加える。

改葬の許可申請	1 件につき 350 円
---------	--------------

別表第 3 中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく判定又は同法第 13 条第 2 項の規定に基づく判定申請の項から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 1 項の規定に基づく認定申請の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の書面の交付申請の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考中「建築物のエネルギー消費性

能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4中「

2 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円 イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円 エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000円 オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円
	(2) 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円 (イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円 (ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円 (エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円

		<p>(オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所 26,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所 39,000円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 570,000円</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」</p>
--	--	--

		<p>という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 880,000円</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,070,000円</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000円</p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000円</p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000円</p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000円</p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000円</p>
--	--	--

		<p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000円</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,590,000円</p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000円</p>
--	--	---

		<p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000k1 以上 200,000k1 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,270,000 円</p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000k1 以上 300,000k1 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000 円</p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000k1 以上 400,000k1 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000 円</p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000k1 以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000 円</p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000k1 未満の屋外タンク貯蔵所 5,930,000 円</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000k1 以上 500,000k1 未満の屋外タンク貯蔵所 7,470,000 円</p>
--	--	---

		<p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上の屋外タンク貯蔵所 10,900,000円</p> <p>キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p> <p>ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000円</p> <p>ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円</p> <p>コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p> <p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円</p> <p>シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円</p>
--	--	--

」を「



<p>2 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>(1) 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円 イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円 エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000円 オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円</p>
	<p>(2) 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円 (イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円 (ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円 (エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円 (オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円 イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タ</p>

		<p>ンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所 26,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所 39,000円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 570,000円</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タン</p>
--	--	---

		<p>ク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 880,000円</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,070,000円</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000円</p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000円</p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000円</p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000円</p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000円</p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000円</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外</p>
--	--	---

		<p>タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,920,000円</p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000円</p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,720,000円</p>
--	--	--

		<p>蔵所 2,740,000 円</p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000k1 以上 300,000k1 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000 円</p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000k1 以上 400,000k1 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000 円</p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000k1 以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000 円</p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000k1 未満の屋外タンク貯蔵所 5,930,000 円</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000k1 以上 500,000k1 未満の屋外タンク貯蔵所 7,470,000 円</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000k1 以上の屋外タンク貯蔵所 10,900,000 円</p>
--	--	--

		<p>キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円</p> <p>ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000 円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000 円</p> <p>ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円</p> <p>コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円</p> <p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円</p> <p>シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円</p>
--	--	--

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表埋火葬及び改葬に関する証明の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定を除く。）は、令和6年3月1日から施行する。

## 議案第 21 号

### 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,110,816 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,943,388 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,012,093	1,110,816	6,122,909
	2 国庫補助金	2,652,615	1,110,816	3,763,431
	歳入合計	27,832,572	1,110,816	28,943,388

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,922,941	759,906	3,682,847
	1 総務管理費	2,321,684	5,500	2,327,184
	2 徴税費	356,765	754,406	1,111,171
3	民生費	7,630,573	350,910	7,981,483
	1 社会福祉費	3,946,577	350,910	4,297,487
	歳出合計	27,832,572	1,110,816	28,943,388



第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	定額減税対応住民税システム改修事業	5,500
	2 徴税費	物価高騰重点支援臨時給付金支給事業	754,406
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援臨時給付金支給事業	350,910

## 議案第 22 号

### 湖西市営火葬場条例を廃止する条例制定について

湖西市営火葬場条例（昭和 43 年湖西市条例第 13 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市営火葬場条例を廃止する条例

湖西市営火葬場条例（昭和 43 年湖西市条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 34 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

## 議案第 23 号

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例

(湖西市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市監査委員に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に、「あつた」を「あつた」に改める。

(湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「あつては」を「あつては」に改める。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第7条第3項中「できなかつた」を「できなかった」に改める。

(湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 湖西市病院事業の設置等に関する条例（平成22年湖西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成29年湖西市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 24 号

### 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 7 条第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 7 条の 2 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが 6 か月以上の者に限る。）の勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前の当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直近の金曜日）に支給する。

これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。
- 5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、一般職常勤職員の例による。

第10条を次のように改める。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第10条 パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6か月以上の者とみなす。
- 3 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を第1項の任期とみなす。
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
  - (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
  - (4) 3 か月未満 100 分の 30
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）とする。
- 6 第 4 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 7 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、一般職常勤職員の例による。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

- 第 10 条の 2 パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが 6 か月以上で、かつ、1 週間あたりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の者に限る。）の勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前の当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）とする。
- 5 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、一般職常勤職員の例による。

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 25 号

### 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例制定について

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「）第 7 条第 1 項（同条例第 10 条において準用する場合を含む。）」を「。以下「会計年度給与条例」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 10 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「それぞれの基準日」の次に「又は会計年度給与条例第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項に規定するそれぞれの基準日」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 26 号

### 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について

湖西市新居斎場条例（平成 22 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例

湖西市新居斎場条例（平成 22 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「日から 7 日以内に」を「後、速やかに」に改める。

別表中

「

動物	1体	2,000円	2,400円
----	----	--------	--------

」を

「

動物	1体	2,000円	
----	----	--------	--

」に

「

大式	葬祭場として使用するとき	1回	50,000円	60,000円
	通夜のために使用するとき	1夜	40,000円	48,000円

」

場				
小式場	葬祭場として使用するとき	1回	40,000円	48,000円
	通夜のために使用するとき	1夜	30,000円	36,000円
待合室	葬祭場として使用するとき（待合室大）	1回	30,000円	36,000円
	葬祭場として使用するとき（待合室小）	1回	20,000円	24,000円
	通夜のために使用するとき	1夜	20,000円	24,000円
	通夜の控室として使用するとき	1夜	10,000円	12,000円
	待合室として使用するとき	2時間	5,000円	6,000円
	その他の目的で使用するとき	2時間	10,000円	12,000円
控室	祭司控室、遺族控室を1室としてその他の目的で使用するとき	2時間	10,000円	12,000円

」を「

大式場	葬祭場として使用するとき	1回	50,000円	60,000円
	通夜のために使用するとき	1夜	40,000円	48,000円
	葬祭又は通夜準備のために使用するとき	1回	5,000円	
小式場	葬祭場として使用するとき	1回	40,000円	48,000円
	通夜のために使用するとき	1夜	30,000円	36,000円
	葬祭又は通夜準備のために使用するとき	1回	5,000円	
待合室	通夜の控室として使用するとき	1夜	10,000円	12,000円
	待合室として使用するとき	2時間	5,000円	6,000円
	その他の目的で使用するとき	1時間	5,000円	6,000円

」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市新居斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の日の湖西市新居斎場の使用に係る使用料について適用する。

## 議案第 28 号

### 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「30,000 円」を「27,300 円」に改め、同項第 2 号中「37,500 円」を「41,100 円」に改め、同項第 3 号中「45,000 円」を「41,400 円」に改め、同項第 10 号中「108,000 円」を「114,000 円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (11) 令第 39 条第 1 項第 11 号に掲げる者 126,000 円
- (12) 令第 39 条第 1 項第 12 号に掲げる者 138,000 円
- (13) 令第 39 条第 1 項第 13 号に掲げる者 144,000 円

第 3 条第 5 項中「500 万円」を「420 万円」に改め、同条第 8 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「42,000 円」を「41,100 円」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 7 項中「令和 3 年度」を「令

和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「30,000 円」を「29,100 円」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 6 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「18,000 円」を「17,100 円」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項の次に次の 3 項を加える。

- 6 令第 39 条第 1 項第 10 号イの市が定める額は、520 万円とする。
- 7 令第 39 条第 1 項第 11 号イの市が定める額は、620 万円とする。
- 8 令第 39 条第 1 項第 12 号イの市が定める額は、720 万円とする。

第 5 条第 3 項中「第 8 号ロ又は」を「第 8 号ロ、」に改め、「第 9 号ロ」の次に「、第 10 号ロ、第 11 号ロ、第 12 号ロ又は第 13 号ロ」を加え、「第 9 号まで」を「第 13 号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 29 号

### 湖西市漁港管理条例及び湖西市風致地区条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市漁港管理条例（昭和 62 年湖西市条例第 12 号）及び湖西市風致地区条例（平成 25 年湖西市条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市漁港管理条例及び湖西市風致地区条例の一部 を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 湖西市漁港管理条例（昭和 62 年湖西市条例第 12 号）第 1 条
- (2) 湖西市風致地区条例（平成 25 年湖西市条例第 17 号）第 3 条第 22 号

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 30 号

### 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市給水条例の一部を改正する条例

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 36 条第 2 項ただし書及び第 39 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 31 号

### 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員



等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第 32 号

### 市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
堂嶋湖岸 11 号線	湖西市古見字茶屋松	湖西市古見字茶屋松	
茶屋松 6 号線	湖西市古見字茶屋松	湖西市古見字茶屋松	

## 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,518 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,051,906 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	6,122,909	△151,099	5,971,810
	1 国庫負担金	2,349,086	△51,462	2,297,624
	2 国庫補助金	3,763,431	△99,637	3,663,794
16	県支出金	1,716,014	△7,175	1,708,839
	1 県負担金	938,244	△1,962	936,282
	2 県補助金	655,262	△4,000	651,262
	3 委託金	122,508	△1,213	121,295
18	寄附金	255,070	107,099	362,169
	1 寄附金	255,070	107,099	362,169
19	繰入金	1,836,985	△462,079	1,374,906
	1 基金繰入金	1,770,265	△462,079	1,308,186
20	繰越金	805,274	172,240	977,514
	1 繰越金	805,274	172,240	977,514
21	諸収入	677,647	427,732	1,105,379
	5 収益事業収入	400,000	440,000	840,000
	6 雑入	260,178	△12,268	247,910
22	市債	2,852,300	21,800	2,874,100
	1 市債	2,852,300	21,800	2,874,100
	歳入合計	28,943,388	108,518	29,051,906

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,682,847	248,228	3,931,075
	1 総務管理費	2,327,184	249,029	2,576,213
	2 徴税費	1,111,171	△1,912	1,109,259
	3 戸籍住民基本台帳費	152,562	1,111	153,673
3	民生費	7,981,483	83,944	8,065,427
	1 社会福祉費	4,297,487	24,596	4,322,083
	2 児童福祉費	3,205,206	1,384	3,206,590
	3 生活保護費	470,464	57,964	528,428
4	衛生費	6,697,706	△270,412	6,427,294
	1 保健衛生費	1,384,246	△181,659	1,202,587
	2 清掃費	4,320,736	△79,200	4,241,536
	3 環境対策費	104,666	△9,553	95,113
7	商工費	1,400,209	△34,065	1,366,144
	1 商工費	1,400,209	△34,065	1,366,144
8	土木費	2,624,127	△2,631	2,621,496
	2 道路橋梁費	921,258	△15,000	906,258
	4 都市計画費	1,242,851	12,369	1,255,220
9	消防費	1,421,387	2,300	1,423,687
	1 消防費	1,421,387	2,300	1,423,687
10	教育費	2,764,591	81,154	2,845,745
	2 小学校費	275,295	78,064	353,359
	3 中学校費	592,164	△27,549	564,615
	6 社会教育費	325,611	1,487	327,098
	7 保健体育費	344,381	29,152	373,533
歳 出 合 計		28,943,388	108,518	29,051,906

第2表 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
通信指令装置保守点検業務	令和5年度～令和6年度	27,323

(2) 変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託（追加分）	令和6年度～令和25年度	122,800	令和6年度～令和25年度	141,859

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
放課後児童クラブ 整備事業	40,100	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	38,800	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。
保育園解 体事業	51,200			34,900			
斎場管理 運営事業	45,700			35,000			
小学校施 設維持補 修事業	11,200			61,300			

第4表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理事業	5,300	
		森林環境税対応システム改修事業	5,720	
		新居地域センター改修事業	176,530	
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援臨時給付金支給事業	267,300	
4 衛生費	1 保健衛生費	疾病対策事業	239	
	3 環境対策費	脱炭素推進事業	1,331	
5 労働費	1 労働諸費	技術・技能開発事業	2,618	
6 農林水産業費	2 林業費	森林保護対策事業	12,000	
7 商工費	1 商工費	新居弁天今切体験の里管理運営事業	4,774	
8 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	8,999	
		2 道路橋梁費	道路維持補修事業	46,600
			地元要望道路改良事業	9,500
			舗装補修事業	15,500
			(都)大倉戸茶屋松線整備事業	13,000
			道路改良関係事務事業	12,100
	3 河川費		河川・排水路維持補修事業	30,000
			河川整備関係事業	6,000
	4 都市計画費		都市計画関係事業	7,000
			鷺津駅谷上線整備事業	15,710
		浜名弁天線整備事業	27,000	



(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	表鷲津漁港線整備事業	39,506
		組合土地区画整理事業	76,000
9 消防費	1 消防費	消防施設等整備事業	2,508
		地下水調査事業	643
10 教育費	1 教育総務費	学校給食施設整備事業	5,500
	2 小学校費	小学校施設整備事業	77,616
	3 中学校費	中学校施設整備事業	18,040

(2) 変更

(単位 千円)

款	項	変更前		変更後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍法改正等システム改修事業	5,654	戸籍法改正等システム改修事業	6,765

## 議案第 34 号

### 令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 3 号)

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 500 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,534,758 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	417,238	△104,526	312,712
	1 他会計繰入金	318,238	△5,526	312,712
	2 基金繰入金	99,000	△99,000	0
7	繰越金	61,768	104,026	165,794
	1 繰越金	61,768	104,026	165,794
	歳入合計	5,535,258	△500	5,534,758

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	43,167	△500	42,667
	1 償還金及び還付加算金	34,943	△500	34,443
	歳出合計	5,535,258	△500	5,534,758

議案第 35 号

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 160 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,501,886 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	183	60	243
	1 財産運用収入	183	60	243
8	繰越金	140,097	100	140,197
	1 繰越金	140,097	100	140,197
	歳 入 合 計	4,501,726	160	4,501,886

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	介護給付費	3,964,889	100	3,964,989
	1 介護サービス等諸費	3,964,889	100	3,964,989
5	基金積立金	183	60	243
	1 基金積立金	183	60	243
	歳 出 合 計	4,501,726	160	4,501,886

## 議案第 36 号

# 令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,984 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 845,938 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	152,316	1,984	154,300
	1 一般会計繰入金	152,316	1,984	154,300
	歳 入 合 計	843,954	1,984	845,938

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	811,694	1,984	813,678
	1 広域連合納付金	811,694	1,984	813,678
	歳 出 合 計	843,954	1,984	845,938

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和5年度コンピュータシステムリース料 (1件)	令和6年度～ 令和10年度	4,215	令和6年度～ 令和11年度	3,870



## 令和 6 年度湖西市一般会計予算

令和 6 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,360,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 市税		11,521,578
	1 市民税	4,597,983
	2 固定資産税	5,915,548
	3 軽自動車税	231,252
	4 市たばこ税	364,435
	6 都市計画税	412,360
2 地方譲与税		225,550
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	10,550
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		50,000
	1 配当割交付金	50,000
5 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6 法人事業税交付金		250,000
	1 法人事業税交付金	250,000
7 地方消費税交付金		1,650,000
	1 地方消費税交付金	1,650,000
8 ゴルフ場利用税交付金		19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000
9 環境性能割交付金		36,000
	2 環境性能割交付金	36,000
10 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000

款	項	金額
		千円
11	地方交付税	100,000
	1 地方交付税	100,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	33,324
	2 負担金	33,324
14	使用料及び手数料	481,166
	1 使用料	257,400
	2 手数料	223,766
15	国庫支出金	2,834,561
	1 国庫負担金	2,247,378
	2 国庫補助金	576,599
	3 委託金	10,584
16	県支出金	1,530,793
	1 県負担金	937,055
	2 県補助金	484,796
	3 委託金	108,942
17	財産収入	387,471
	1 財産運用収入	19,657
	2 財産売払収入	367,814
18	寄附金	250,040
	1 寄附金	250,040
19	繰入金	2,055,543
	1 基金繰入金	2,055,534
	2 特別会計繰入金	9
20	繰越金	500,000

款	項	金 額
		千円
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,114,874
	1 延滞金	16,390
	2 市預金利子	79
	4 受託事業収入	317
	5 収益事業収入	400,000
	6 雑入	698,088
22 市債		2,193,100
	1 市債	2,193,100
	歳 入 合 計	25,360,000

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	182,042
	1 議会費	182,042
2	総務費	2,944,455
	1 総務管理費	2,452,795
	2 徴税费	292,366
	3 戸籍住民基本台帳費	122,274
	4 選挙費	40,487
	5 統計調査費	12,972
	6 監査委員費	23,561
3	民生費	7,203,904
	1 社会福祉費	3,570,800
	2 児童福祉費	3,210,896
	3 生活保護費	421,114
	4 災害救助費	1,094
4	衛生費	4,313,214
	1 保健衛生費	938,586
	2 清掃費	2,463,392
	3 環境対策費	67,149
	4 病院費	844,087
5	労働費	64,383
	1 労働諸費	64,383
6	農林水産業費	259,824
	1 農業費	236,332
	2 林業費	18,058
	3 水産業費	5,434
7	商工費	740,260

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	740,260
8	土木費	2,663,354
	1 土木管理費	279,106
	2 道路橋梁費	716,902
	3 河川費	28,407
	4 都市計画費	1,361,964
	5 住宅費	138,077
	7 港湾費	138,898
9	消防費	1,816,104
	1 消防費	1,816,104
10	教育費	3,423,156
	1 教育総務費	734,536
	2 小学校費	271,864
	3 中学校費	915,142
	4 幼稚園費	666,502
	6 社会教育費	475,195
	7 保健体育費	359,917
11	災害復旧費	2,196
	1 農林水産業施設災害復旧費	636
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,697,108
	1 公債費	1,697,108
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		25,360,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度コンピュータシステムリース料 (15件)	令和6年度～ 令和12年度	432,233
令和2年度コンピュータシステムリース料 (9件)	令和7年度	15,025
令和6年度事務機器等リース料 (8件)	令和7年度～ 令和11年度	3,812
令和6年度車両リース料 (4件)	令和6年度～ 令和11年度	27,751
令和6年度湖西市土地開発公社事業資金による 公共用地取得事業 (3件)	令和6年度～ 令和11年度	351,373 千 円と諸経費 及び利子相 当額
鷺津中学校長寿命化事業 (追加分) (2件)	令和7年度	854,775
各種健康診査 (検診・健診) 受診券等作成業務 (2件)	令和6年度～ 令和7年度	4,600
標準化・共通化支援業務 (6件)	令和7年度	87,089
広報こさい印刷製本業務	令和6年度～ 令和7年度	7,378
多文化共生推進プラン策定補助業務委託料	令和7年度	1,392
男女共同参画推進計画策定補助業務委託料	令和7年度	1,391
土地評価替支援業務	令和7年度～ 令和8年度	51,425
地図情報システム更新管理業務	令和7年度～ 令和8年度	17,391
放課後児童健全育成業務	令和6年度～ 令和9年度	65,736
笠子・新居廃棄物処分場監理事業	令和6年度～ 令和7年度	4,000
環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運 営委託 (令和6年度物価変動による改定分)	令和7年度～ 令和25年度	1,178,399

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
同報無線親局移設更新	令和6年度～ 令和7年度	100,618
通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム 更新事業監理業務委託	令和6年度～ 令和7年度	34,529
通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム 更新事業	令和6年度～ 令和17年度	1,307,440
学校給食センター整備・運営事業（追加分）	令和7年度～ 令和10年度	22,484
学校給食センター整備・運営事業（受入室改修事 業）	令和6年度～ 令和7年度	15,620
文化財保存活用地域計画策定支援	令和7年度	1,943



第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	8,400	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
支所整備事業	197,900			
保育園解体事業	57,000			
斎場整備事業	39,200			
健康福祉センター空調改修事業	135,000			
廃棄物処分場整備事業	60,600			
土地改良整備事業	8,600			
畜産振興対策事業	43,500			
道路整備事業	286,500			
道路整備事業(街路)	65,700			
公園整備事業	21,300			
市営住宅建設事業	50,000			
港湾事業	121,600			
地震対策事業	63,200			
湖西市消防防災センター建設事業	481,600			
中学校施設維持補修事業	363,200			
西部地域センター大規模改修事業	120,700			
体育施設改修等事業	69,100			
計	2,193,100			

## 令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,410,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることがきる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	973,457
	1 国民健康保険税	973,457
2	使用料及び手数料	101
	1 手数料	101
3	国庫支出金	267
	2 国庫補助金	267
4	県支出金	3,982,084
	2 県補助金	3,982,084
5	財産収入	113
	1 財産運用収入	113
6	繰入金	381,362
	1 他会計繰入金	323,362
	2 基金繰入金	58,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	22,616
	1 延滞金	6,101
	2 加算金	2
	3 預金利子	1
	4 雑入	16,512
	歳 入 合 計	5,410,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 22,519
	1 総務管理費	13,038
	2 徴税費	9,248
	3 運営協議会費	233
2 保険給付費		3,881,819
	1 療養諸費	3,372,923
	2 高額療養費	490,520
	3 出産育児諸費	13,506
	4 葬祭諸費	4,750
	5 移送費	110
	6 傷病手当諸費	10
3 国民健康保険事業費納付金		1,398,292
	1 医療給付費分	892,398
	2 後期高齢者支援金等分	383,850
	3 介護納付金分	122,044
6 保健事業費		63,157
	1 保健事業費	6,076
	2 特定健康診査等事業費	57,081
7 基金積立金		113
	1 基金積立金	113
8 公債費		40
	1 公債費	40
9 諸支出金		34,060
	1 償還金及び還付加算金	34,059
	2 繰出金	1
10 予備費		10,000

款	項	金 額
	1 予備費	千円 10,000
	歳 出 合 計	5,410,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康診査業務	令和6年度～令和7年度	1,200

## 令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,383,103 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	1,060,033
	1 介護保険料	1,060,033
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	896,282
	1 国庫負担金	702,706
	2 国庫補助金	193,576
4	支払基金交付金	1,128,309
	1 支払基金交付金	1,128,309
5	県支出金	633,174
	1 県負担金	587,194
	3 県補助金	45,980
6	財産収入	276
	1 財産運用収入	276
7	繰入金	642,035
	1 一般会計繰入金	638,296
	2 基金繰入金	3,739
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	22,982
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	22,980
	歳 入 合 計	4,383,103



歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	66,345
	1 総務管理費	33,581
	2 介護認定費	32,764
2	介護給付費	3,986,421
	1 介護サービス等諸費	3,986,421
4	地域支援事業費	318,126
	1 地域支援事業費	318,126
5	基金積立金	276
	1 基金積立金	276
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,812
	1 償還金及び還付加算金	1,811
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,383,103

議案第 40 号

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 994,504 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 791,613
	1 保険料	791,613
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 繰入金		201,234
	1 一般会計繰入金	201,234
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,651
	1 延滞金	50
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,600
	3 預金利子	1
	歳 入 合 計	994,504

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		56,400
	1 総務管理費	53,862
	2 徴収費	2,538
2 広域連合納付金		936,497
	1 広域連合納付金	936,497
3 諸支出金		1,607
	1 償還金及び還付加算金	1,600
	2 繰出金	7
	歳 出 合 計	994,504

## 議案第 41 号

# 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計予算

### (総則)

第 1 条 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数		9,450戸
(2) 年間総処理水量		2,508,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量		6,870m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長 1,350m

### (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			1,297,250 千円
第 1 項 営業収益			396,279 千円
第 2 項 営業外収益			900,970 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			1,270,746 千円
第 1 項 営業費用			1,119,827 千円
第 2 項 営業外費用			149,589 千円
第 3 項 特別損失			330 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

### (資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 273,809 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 79,237 千円、過年度分損益勘定留保資金 137,409 千円並びに当年度分損益勘定留保資金 57,163 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,410,801 千円
第1項 企 業 債	929,800 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	87,017 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	23,595 千円
第7項 補 助 金	352,826 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金	17,563 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,684,610 千円
第1項 建 設 改 良 費	908,768 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	775,842 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
湖西浄化センター汚泥処理棟耐震 工事委託に関する協定	令和7年度～令和7年度	140,000 千円
水質管理業務 湖西浄化センター	令和6年度～令和7年度	2,860 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	452,600 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府資金及び 地方公共団体金	借入先の融資 条件による。 ただし、企業 財政の都合に より償還期限

資本費平準 化債	477,200 千円		融機構資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては当該 見直し後の利 率)	を短縮し、若 しくは繰上償 還又は低利に 借り換えるこ とができる。
計	929,800 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

80,977 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、532,983 千円である。

令和6年2月16日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 42 号

# 令和 6 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		27,000戸
(2) 年 間 総 配 水 量		6,545,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量		17,940m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 2,425m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,230,509 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,111,646 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		118,843 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,318,769 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,277,141 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		40,233 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,395 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 386,464 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,948 千円、当年度分損益勘定留保資金 364,802 千円並びに建設改良積立金 714 千円で補填するものとする。)



収 入		
第1款 資 本 的 収 入		167,651 千円
第1項 企 業 債		50,000 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第4項 補 助 金		39,181 千円
第5項 投 資 有 価 証 券		50,000 千円
第6項 そ の 他 資 本 的 収 入		28,460 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		554,115 千円
第1項 建 設 改 良 費		459,897 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		43,218 千円
第3項 投 資 有 価 証 券		51,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金収納業務等包括業務	令和6年度～令和11年度	295,000 千円
知波田配水場更新工事	令和7年度～令和7年度	206,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	50,000 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用経費)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 103,686 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、138,834 千円と定める。

令和6年2月16日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 43 号

### 令和 6 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	26,645人
1日平均患者数	73人
(3) 年間外来患者数	87,480人
1日平均患者数	360人
(4) 主要な建設改良事業 医療機器等購入	69,088千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			3,121,438 千円
第 1 項 医業収益			2,444,267 千円
第 2 項 医業外収益			677,104 千円
第 3 項 特別利益			67 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			3,376,667 千円
第 1 項 医業費用			3,287,331 千円
第 2 項 医業外費用			85,177 千円
第 3 項 特別損失			3,159 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 87,988 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 897 千円、過年度分損益勘定留保資金 87,091 千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			153,900 千円
第1項	企業債			69,000 千円
第2項	負担金			84,898 千円
第3項	固定資産売却代金			1 千円
第4項	寄附金			1 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			241,888 千円
第1項	建設改良費			132,798 千円
第2項	企業債償還金			109,090 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
院内保育所運營業務委託料	令和7年度～令和8年度	27,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	69,000 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (3) 過年度損益修正損に不足が生じた場合における医業外費用と特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,887,524千円 |
| (2) 交際費   | 734千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、517,081千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、393,151千円と定める。

令和6年2月16日提出

湖西市長 影山 剛士